

# ポイント付与基準表

組合員で加入申込みされたご本人が、下記の事業をご利用された場合にポイントが付与されます。

1ポイント=1円換算です

事業	区分	基準単価など	ポイント数(P)	付与タイミング	事業	区分	基準単価など	ポイント数(P)	付与タイミング
出資	組合員加入	新規加入者に対して一律500P	500	加入日の翌月	販売	販売品(米・麦)	売り渡し数量60kgに対して	1	販売精算日の翌月
	組織	女性部	1部員に対して年間一律500P	500		9月末部員に翌月	販売品(大豆)	売り渡し数量60kgに対して	1
青年部		1部員に対して年間一律500P	500	9月末部員に翌月		販売品(野菜・果実・花卉・緑化)	販売金額1万円に対して	1	販売精算日の翌月
信用	定期貯金	新規契約金額10万円に対して	※4	契約日の翌月		販売品(畜産)	年間販売金額1万円に対して	1	4月
	定期積金	新規契約金額10万円に対して	※4	契約日の翌月	購買	肥料	購入金額1千円に対して	1	供給日の翌月
	貯金平均残高	年間平均残高10万円に対して	※4	4月		農薬	購入金額1千円に対して	1	供給日の翌月
		※実際の付与ポイントは、利子税引後のポイントとなります。				食料品	購入金額1千円に対して	1	供給日の翌月
融資	貸出金	貸出金受入利息1千円に対して	1	受入日の翌月		食料材	購入金額1千円に対して	1	供給日の翌月
	住宅ローン	新規契約1万円に対して	1	実行日の翌月	その他生活	購入金額1千円に対して	1	供給日の翌月	
	マイカーローン	新規契約1万円に対して	1	実行日の翌月	LPG	購入金額1千円に対して	1	供給日の翌月	
	教育ローン	新規契約1万円に対して	1	実行日の翌月	農機	購入金額1千円に対して	1	供給日の翌月	
	農機ハウスローン	新規契約1万円に対して	1	実行日の翌月	自動車車検	前年3月～2月までの車検1台に対して	100	3月	
	フリーローン	新規契約1万円に対して	1	実行日の翌月	自動車	前年3月～2月までの自動車購入1台に対して	100	3月	
共済	長期共済	新規契約保障金額100万円に対して	100	契約日の翌月	その他	日本農業新聞	愛読者の方に	200	9月愛読者に翌月
	医療共済	新規契約保障金額100万円に対して	100	契約日の翌月		家の光	愛読者の方に	100	9月愛読者に翌月
	医療共済	新規契約入院日額5千円に対して	300	契約日の翌月		地上	愛読者の方に	100	9月愛読者に翌月
	介護共済	新規契約保障金額100万円に対して	100	契約日の翌月		ちゃぐりん	愛読者の方に	100	9月愛読者に翌月
	がん共済	新規契約入院日額5千円に対して	300	契約日の翌月	※詳しくは、各支店へお尋ねください。				
	建物更生共済	新規契約保障金額100万円に対して	50	契約日の翌月					
	年金共済	新規契約年金額10万円に対して	50	契約日の翌月					
	自動車共済	新規契約掛金額1万円に対して	50	契約日の翌月					

平成29年4月1日現在

- 共済契約により付与されたポイントについては、関係法令上、「キャッシュバック」・「わいわいポイント」への還元・交換はできません。
- 平均残高は、1年間の残高を平均した残高です。(4月から翌年3月までの基準)
- 貸出金の利息に対するポイントは、JAくるめよりお借り入れの資金に対してのみ付与されます。
- 販売とは、JAくるめが生産者(組合員)からの販売物を受け入れることです。
- クレジット機能付ポイントカード会員は、UFJニコス「わいわいポイント」と交換できます。
- ポイントは、ポイントが付与された日の属する年を初年度として、3年目の基準日(3月31日)をもって失効となります。
- 会員が死亡された場合は、ポイントは失効となります。
- ポイントカードの再発行には、216円の手数料がかかります。